
プロジェクト	実務対応
項目	実務対応報告第 18 号の見直し 第 116 回実務対応専門委員会及び第 380 回企業会計基準委員会で 聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 116 回実務対応専門委員会（2018 年 3 月 7 日開催、以下「第 116 回専門委員会」という。）及び第 380 回企業会計基準委員会（2018 年 3 月 9 日開催、以下「第 380 回委員会」という。）で議論された実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第 18 号」という。）の見直しについて、聞かれた主な意見をまとめたものである。

資本性金融商品に関する OCI オプションのノンリサイクリングの修正方針に関する意見

（修正項目とする方針及び例外処理を認める要件を見直すべきとの意見）

2. 第 379 回企業会計基準委員会で述べた、修正項目とするのであれば、例外を認めず一律で修正を要求すべきであり、実務上それが難しいのであれば、一律に修正項目としないことが合理的である、とする意見に変わりはない。

仮に、事務局提案のように、原則修正項目としつつ一定の場合に例外を認める場合でも、例外が認められるのは実務上修正することが極めて困難と考えられる場合に限定するべきであると考えられる。現状の事務局提案では修正することが不可能とは言えない場合においても修正しないことが認められるようにも解釈でき、例外が認められる範囲はより限定するべきである（第 380 回委員会）。

早期適用及び経過措置の要否に関する意見

（早期適用の要否に関する意見）

早期適用の規定が必要とする意見

3. 原則適用の定めだけでは、12 月決算会社などの適用が遅くなり、実務上支障が出る可能性も考えられる。早期適用を認めることによる弊害はそれほどないと考えられるため、早期適用は認めた方が良いと考えられる（第 116 回専門委員会）。
4. 利用者としては、改正基準が適用されない空白期間が発生することは好ましいこと

ではなく、事務局提案の注記情報も分析にあたって重要だと考えられるため、早期適用の定めを設けることが必要だと考える（第 116 回専門委員会）。

早期適用の規定は不要とする意見

5. IFRS 第 9 号を早期適用している会社はほとんどないという認識であるため、わざわざ早期適用の規定を設けるほどのニーズはないのではないか（第 116 回専門委員会）。
6. 仮に IFRS 第 9 号を早期適用している子会社を有する会社があったとしても、影響が重要だと考える会社は連結上で自主的に修正をしていることも考えられ、そのような対応をしていない会社は、影響の重要性がそれほど大きくないとも考えられる。そうであれば、期中において適用する会計基準が変更になり、会計基準の首尾一貫性の問題がある早期適用を認める必要はないのではないか（第 116 回専門委員会）。
7. 仮に、早期適用を認めないことにより、修正の例外処理を行おうとしている会社について、適用前の期間についての注記情報の取扱いを明確にすべきとのニーズが出るならば、適用時期の記載の中で適用前については注記を求めないと明示すれば対応可能だと考えられる（第 116 回専門委員会）。

早期適用の要否について公開草案で意見を聞くべきとの意見

8. 実際にどの程度早期適用のニーズがあるかは不明な部分もあり、コメント募集などで意見を問うことが必要だと考える（第 116 回専門委員会）。

（経過措置の要否に関する意見）

9. 経過措置は実務上必要な定めであると考えられるため、事務局提案に賛成である（第 116 回専門委員会）。

実務対応報告第 18 号の文案についての意見

（修正しない場合の要件及び例示に関する意見）

「相当程度困難な場合」とする要件に関する意見

10. 「相当程度困難な場合」という新しい概念を導入しているが、その内容の説明が十分ではなく実務上運用することが困難と考えられる。「修正することが困難な場合」等の既存の用語を用い、例示によりのその内容を説明する方が良いと考えられる（第 116 回専門委員会）。
11. 「相当程度困難」と、既存の「極めて困難」や「困難」という概念との違いを整理

する必要がある（第 116 回専門委員会）。

12. 「相当程度困難」という概念については、実務上はコストを勘案して判断するという点を基準の中で明示すべきと考える（第 116 回専門委員会）。

「相当程度困難な場合」の例示に関する意見

13. 現状の例示では「相当程度困難な場合とは～ことが実務上困難な場合」と定義と説明の内容が重複していると考えられる（第 116 回専門委員会）。
14. 現状の例示では「多数の銘柄」を保有していれば無条件で例外が認められるようにも読めるため、「多数の銘柄」を保有していることで修正することが困難となる具体的な理由を記載する必要があると考えられる（第 116 回専門委員会）。
15. 例示に記載する具体的な困難性の理由としては、廃止された IAS 第 39 号を用いた判断を行うことや、廃止された基準に対応したシステムの構築を行う必要があることなどが考えられるのではないかと（第 116 回専門委員会）。

（文案に関するその他の意見）

設例に関する意見

16. 減損による組替調整の処理についても何らかの設例を設ける必要があると考えられる（第 116 回専門委員会）。
17. 減損については、基準本文の中でどのように考えるかは説明されていると考えられるため、設例の記載までは不要ではないかと（第 116 回専門委員会）。

その他の意見

18. 「平成 30 年改正」の文案について、「子会社における取引の発生頻度」の観点を記載する必要はないのではないかと。その後の「子会社において発生する取引の連結財務諸表全体に与える重要性」の観点だけで必要な記載はされていると考えられる（第 116 回専門委員会）。
19. 適用時期の規定に書き込まれている経過措置の記載については、減損について適用初年度の期首時点で判定を行うという記載が何を対象とするのかが分かりにくいと思われるため、記載を追加する必要があると考えられる（第 116 回専門委員会）。

（基準の検討過程の周知方法に関する意見）

20. 今回修正対象としなかった国際会計基準と米国会計基準の項目について、「公表にあたって」に記載するなど、何らかの形で審議の過程がわかる記載をする必要があると考えられる（第 116 回専門委員会）。

21. 実務対応報告第 18 号の平成 29 年改正の際に、「公表にあたって」において今後検討する項目を具体的に記載していたので、少なくともそこで記載された項目の検討結果については、「公表にあたって」等で記載すべきだと考えられる（第 116 回専門委員会）。

実務対応報告第 24 号の文案に関する意見

（脚注 3 の記載に関する意見）

記載内容を見直す若しくは削除すべきとの意見

22. 関連会社においても修正が不要であるとの結論は、これまでの「情報の入手が極めて困難と認められる場合」の概念を用いて整理ができると考えられるため、「実務上相当程度困難」という新たに概念を導入する必要はなく、脚注 3 の記載は不要と考えられる（第 116 回専門委員会）。
23. 脚注 3 の内容は、本文の「本実務対応の報告の考え方」(2)で既に記載されている内容と同じであると考えられるため、脚注 3 の記載は不要と考えられる（第 116 回専門委員会）。
24. 脚注 3 においては「情報の入手が極めて困難と認められる場合には修正は不要である。」という結論を端的に記載するだけで良く、その場合「修正を行うことが実務上相当程度困難な場合に該当する」との記載は不要ではないか（第 116 回専門委員会）。

関連会社に関する取扱いの記載は必要との意見

25. 実務対応報告第 18 号には持分法適用関連会社についての記載がされないことから、今回の改正項目に関する会計基準上の取扱いを脚注 3 のように明示すべきと考える（第 116 回専門委員会）。

以 上